

佐久穂町企業支援条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、佐久穂町企業支援条例（平成19年佐久穂町条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業の完了の日)

第2条 条例第8条に規定する補助事業の完了は、次に掲げる時とする。

- (1) 事業所等用地取得事業 事業所等を創業したとき。
- (2) 事業所等設置事業 事業所等を創業したとき。

(補助金の交付)

第3条 町長は次に掲げるときは補助金を概算払いできるものとする。

- (1) 事業所等用地取得事業 売買及び所有権移転登記が完了したとき。ただし補助金交付決定額の50%以内の額とする。
- (2) 事業所等設置事業 補助事業者が当該年度の固定資産税を期別納付したとき。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。